

# 東松島市国土強靱化地域計画【概要版】

## 1 基本的な考え方

### (1) 計画策定の趣旨

国では、大規模自然災害に備えて必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を公布・施行し、平成26年6月に基本法に基づく国土強靱化に関する国の計画等の指針となるべきものとして「国土強靱化基本計画」を策定しました。

本市では、高い確率で発生が予想されていた宮城県沖地震に備え、平成18年度に東松島市地域防災計画を作成し、市有建築物の耐震化など様々な防災対策を講じていましたが、東日本大震災では大規模かつ広範囲に及ぶ被害により、行政機能の低下や初動時の情報不足、燃料の不足など、経験したことのない事態が生じ、人命の救助・救出や災害時医療、生活再建等において、極めて困難な状況に直面しました。

東日本大震災の経験と教訓を踏まえ、各種計画等の見直しや災害対応マニュアルの策定等を進め、大規模自然災害に備えた事前防災及び減災に係る対策を進めてきたところですが、令和元年東日本台風など近年の災害から得られた教訓を踏まえた防災対策、新型コロナウイルス感染症等の感染症まん延時における災害対応など、昨今の社会情勢の変化に応じたさらなる強靱な地域づくり及び平時からの持続的な取組を展開するため、基本法に基づく「東松島市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、国の基本計画及び宮城県国土強靱化地域計画と調和を保った計画です。また、本市の総合計画等と基本的な考え方の整合が図られた計画とし、想定する自然災害等の発災前における様々な分野の国土強靱化に係る事項に関する指針となるものです。

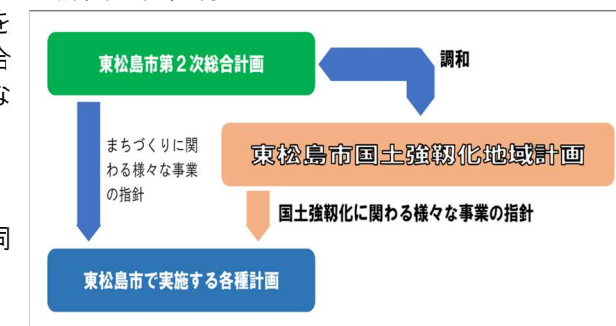
### (3) 計画の期間

本計画の対象期間は、市総合計画後期基本計画の計画期間と同じ、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

### (4) 本計画の対象想定災害

本計画は、ひとたび発生すれば甚大な被害が広範囲に及ぶ地震、津波、風水害などの大規模自然災害全般を想定災害とします。

■計画の位置付け



## 2 脆弱性評価結果と国土強靱化施策の推進方針

### (1) 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害に対する脆弱性の評価を行うことは、国土強靱化に関する施策を策定し、実施していく上で必要なプロセスであり、「国土強靱化基本計画」においても脆弱性評価を基に施策ごとの推進方針を示しています。

本計画の策定においても、国及び県が実施した脆弱性評価を踏まえ、以下の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

#### ■脆弱性の評価から施策検討の流れ

##### 【目標の設定】

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

##### 【脆弱性の評価】

事態回避に向けた現行施策の対応力について分析・評価

##### 【推進方針の設定】

事態回避に向けて、分野ごとに推進すべき方針や事業等の設定

##### 【推進結果の評価】

施策分野別の事業の実施により目標年次に達成する指標の設定

### (2) 計画の基本目標

国の基本計画や宮城県国土強靱化地域計画で設定されている「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、本市の地域特性を勘案し、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして8つのカテゴリーと29の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

#### ■計画の基本目標

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護が最大限図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1 1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生
		2 1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生
2 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	3 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生
		4 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		5 1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
		6 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
3 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	3 必要不可欠な行政機能を確保する	7 2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		8 2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
4 迅速な復旧・復興	4 必要不可欠な情報通信機能を確保する	9 2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		10 2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5 経済活動を機能不全に陥らせない	11 2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生
		12 3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
		13 4-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大
		14 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下
		15 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		16 5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止
		17 5-4 食料等の安定供給の停滞
		18 6-1 電力供給ネットワークや石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		19 6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		20 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6 生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	21 7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		22 7-2 有害物質の大規模拡散・流出
		23 7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
7 制御不能な二次災害を発生させない	7 制御不能な二次災害を発生させない	24 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		25 8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		26 8-3 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態
		27 8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		28 8-5 事業用地の確保、仮施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		29 8-6 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響

### (3) 脆弱性評価項目と国土強靱化地域計画の施策分野の設定

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野については、本市総合計画の「施策の大綱」に掲げた5つのまちづくりの方向性を推進方針と設定しました。

■リスクシナリオと施策分野ごとの推進方針の対応表

起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	脆弱性の評価項目	東松島市国土強靱化計画の施策分野				
		(1)産業と活力のある住みたくなるまち	(2)子育てしやすく誰もが健康で安心して暮らせるまち	(3)次代を担う人材を育む学びと文化・スポーツのまち	(4)災害に強く安全で快適で美しいまち	(5)持続可能な行財政運営が図られ市民から信頼されるまち
1-1 地震による住宅・建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生	① 住宅・建築物の耐震化				○	○
	② 多数の者が利用する建築物の耐震化等				○	
1-2 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者・行方不明者の発生	① 災害に強い減災・防災のまちづくりの充実	○	○		○	
	② 減災対策の推進	○	○		○	○
	③ 公園の長寿命化等				○	
	④ 地域住民等に対する通信手段の整備				○	
	⑤ 関係機関との連携					○
	⑥ 震災の記録と伝承	○		○		
1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地・集落等の浸水被害による死傷者の発生	① 地域防災力の向上		○		○	
	② 下水道等の整備等				○	
1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生	① 土砂災害		○		○	○
1-5 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生	① 防災教育・予報精度の向上			○	○	○
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	① 災害時の物流対策	○			○	
2-2 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	① 災害対応体制整備					○
2-3 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱	① 帰宅困難者対策				○	
2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	① 保健医療		○			
2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	① 衛生対策				○	○
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化、死者の発生	① 避難所の運営、被災者の生活環境				○	
3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	① 業務継続性の確保				○	○
4-1 デジタルネットワークの麻痺・機能停止等による被害の拡大	① 情報通信体制の整備				○	
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業活動の低下	① 市内企業の業務継続計画（BCP）策定促進	○				
5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	① 産業施設の防災対策				○	
5-3 基幹的交通ネットワーク（陸上、海上、航空）の機能停止	① 交通基盤の維持等				○	
	① BCP（業務継続計画）の策定	○				
5-4 食料等の安定供給の停滞	② 基盤施設の充実	○				
6-1 電力供給ネットワークや石油・LPGガスサプライチェーンの機能の停止	① エネルギー関連施設の耐震化等	○				○
6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止	① 上下水道の耐震化等				○	
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態	① 交通基盤の維持等				○	
7-1 ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	① 砂防・治山・河川管理				○	
7-2 有害物質の大規模拡散・流出	① 有害物質対策				○	
7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	① 農地・森林等の荒廃対策	○				
8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 災害廃棄物等への対応				○	
8-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	① 復旧・復興を担う人材の確保と育成		○			○
	② 基礎データの整備				○	
8-3 被災者に対する住宅対策や健康支援、地域コミュニティ形成支援等の遅れにより生活再建が大幅に遅れる事態	① 自助・共助の取組の推進	○	○	○	○	
8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	① 文化財等の保全		○	○		
8-5 事業用地の確保、仮設施設等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	① 基礎データの整備				○	○
8-6 生産力の回復の遅れや大量の失業・倒産等による市経済への甚大な影響	① 被災者（産業）支援策	○				

## 3 国土強靱化の推進に向けて

### (1) 計画の進行管理の考え方

本計画を推進するためには、それぞれの取組を着実に実施するだけでなく、評価・検証し、必要に応じて計画を見直すことが必要ことから、取組状況の確認などの進行管理を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

### (2) 国土強靱化を推進するための具体的な個別事業

国土強靱化施策を推進するため、計画的に施策分野関連事業を実施します。

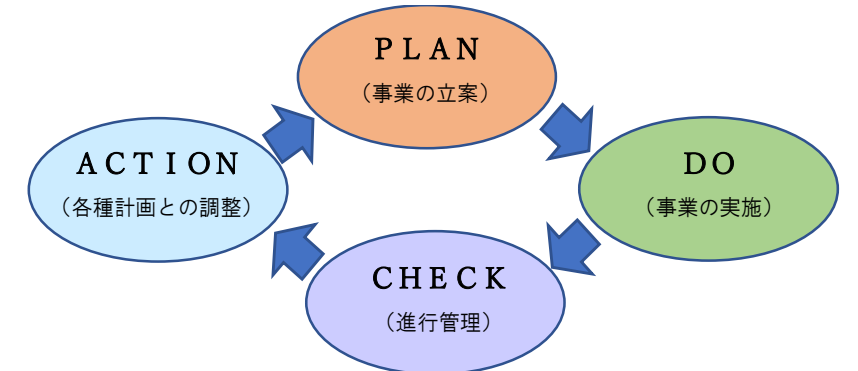
なお、事業の進捗管理は、東松島市第2次総合計画の実施計画と合わせて毎年ローリング形式で実施することから、個別の事業名等については、別に定めます。

### (3) PDCAサイクルの確立

本計画に基づく施策・事業を計画的かつ効率的に推進するため、PDCAサイクルに従って計画の進行管理を継続的にを行います。

また、今後の社会経済情勢等の変化や、災害による新たな課題・取組等が生じた場合には、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

■PDCAサイクルのイメージ



### (4) 関係機関との連携

本計画における取組は、まちづくり、防災、教育、福祉、情報等の様々な事業が関連することから、平時から国、県等の各関係機関との関係性の構築を図ります。

### (5) 市民・企業との協働

本市が国・県等と連携して行う公助だけでは、災害発生時の様々なニーズに的確に対応することが困難であることから、市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互い自発的に連携し、お互いを守る「共助」を中心とした地域防災力の強化を図る取組を推進します。

地域防災力の強化に向けて市民、自主防災組織、事業所等が、災害発生時の必要な時に必要な助け合いができる体制の構築を図るため、住民同士の地域内での関係性の構築や共助体制の強化を図ります。